

ふみ みやこ
「文の京」ハートフルプラン
文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画＜概要版＞

文京区次世代育成支援行動計画
文京区子ども・子育て支援事業計画
文京区子どもの貧困対策計画

令和7年度～令和11年度



文京区
BUNKYO CITY



1 計画の目的

我が国では、人口の減少とともに少子高齢化や核家族化等が進行し、子どもと家庭を取り巻く社会環境は、大きく変化しています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、子ども本人や妊娠・出産、子育ての当事者にも大きな影響を与え、安心して子どもを生み育てられる環境を整備することの重要性を改めて浮き彫りにしました。

子ども・子育て分野における近年の重要な展開として、令和5年4月にこどもに大綱」が閣議決定されました。さらに、社会全体でSDGsに関する取組が広がり、未来を生きていく子どもたちにとって、大切な視点となっています。

これまで文京区では、子育て支援計画に基づき、子育て、保育、教育、地域等の環境の整備・充実を図り、これから生まれる子どもも含めた全ての子どもが健やかに暮らし、育つ権利を保障することで、子どもたちがそれぞれに自身の未来を拓きつつ、共に未来の社会を担うことのできるまちづくりを進めてきました。

子ども・子育て支援施策の継続性を確保し、更なる取組を推進するため、「子育て支援計画（次世代育成支援行動計画、子ども・子育て支援事業計画、子どもの貧困対策計画）」（令和7年度～11年度）を策定します。

今後しばらくは、本区において年少人口の増加が見込まれるなど、全国とは異なる動向も見られ、本区独自の傾向を把握することが重要です。また、在住外国人の人口は増加傾向であり、区として、外国人住民やその家族との相互理解や共生に向けた取組を推進する必要があります。

子どもたちに輝く未来をつなぐため、子ども一人ひとりの多様な背景を把握し、不登校やひきこもり、障害児、医療的ケア児、ヤングケアラー、外国人等を含む全ての子どもの最善の利益を守るよう、本計画に基づき、子どもと子育て家庭の意見を尊重し、本区の特性を反映した子育て支援施策を推進していきます。



2 計画の性格・構成

本計画は、本区の福祉保健を推進するための基本となる総合計画である「地域福祉保健計画」の分野別計画の1つです。

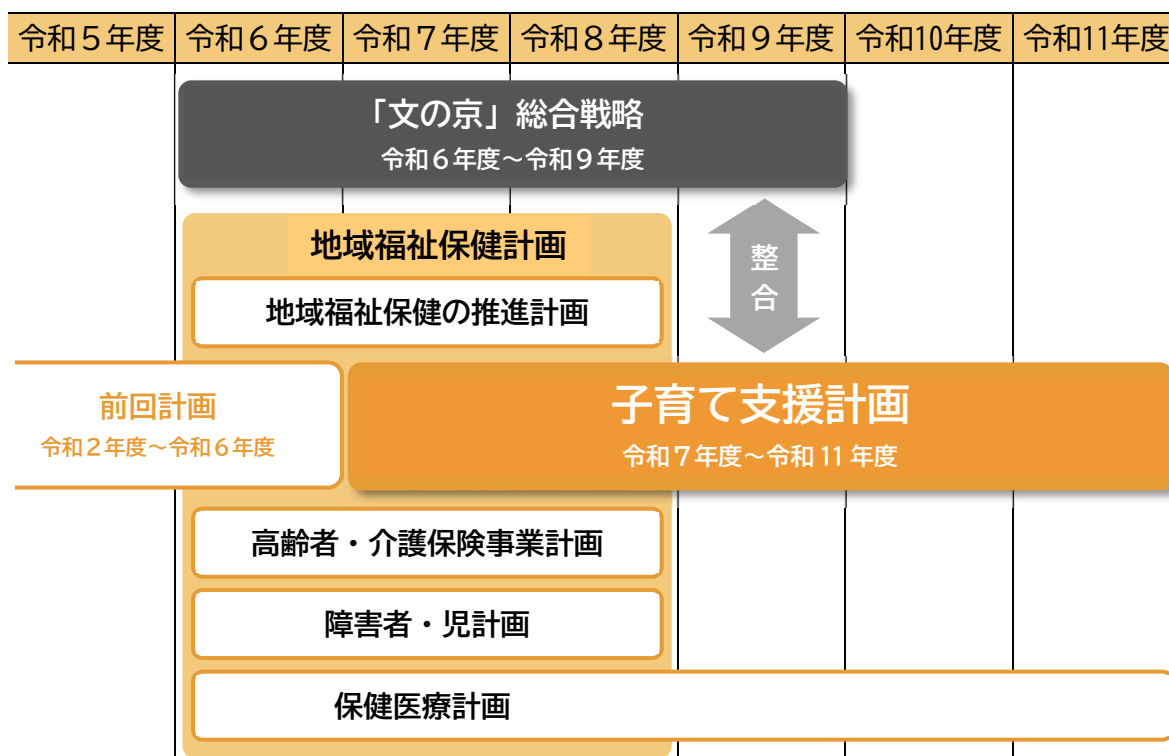
また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定により定める文京区の行動計画、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定により定める子ども・子育て支援事業計画及び子どもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第10条第2項の規定により定める子どもの貧困対策計画としての性格を併せもつものです。



3 計画の期間

本計画は、令和7年度から11年度までの5年間を計画期間とします。

なお、将来人口の変化等により、計画期間中に見直しが必要な状況となった場合には、必要に応じて計画の見直しを行うものとします。



文京区における子ども及び子育て家庭への支援体制図

文京区

主な会議体

基本構想推進区民協議会／地域福祉推進協議会／

【主な行政計画】

「文の京」総合戦略 ／ 地域福祉保健計画 ／

【基本的な視点】

- 子どもの権利の保障と意見表明機会の確保
- 重層的支援体制整備の推進

子ども家庭部

子育て支援課

幼児保育課

子ども家庭支援センター

区児童相談所

児童手当/子どもの医療費助成/ベビーシッター一時保育事業/病児・病後児保育事業/子育てひ

認可保育所/私立幼稚園/認定こども園/区立地域型保育事業所/認可外保育施設/認証保育

子どもと家庭・子育てに関する相談/親子ひろショートステイ・トワイライトステイ事業/ヤングケ

要保護児童の一時保護・施設入所・里親に関する相談等の在宅支援/心理診断の実施/社会的養

保健衛生部

健康診査・保健指導/ネウボラ事業/妊娠・出産定期予防接種/ぶんきょうハッピーベビー

福祉部

重層的支援体制整備事業/障害児相談支援/医療的ケア児支援体制の構築/母子家庭及び

教育推進部

学習指導・生活指導/学校・校外施設整備及青少年プラザ(b-lab)/ 青少年健全育成 等

教育センター

不登校児童・生徒への支援/総合相談室/児童

幼稚園・小学校・中学校

切れ目ない支援

組織横断的な連携

文京区では、区内の複数の組織や関係機関が連携し合うことで、妊娠・出産から高校生世代までの様々なライフステージに向けた、切れ目ない総合的な支援を行っています。

なお、支援体制図は、令和7年4月時点の組織を基に作成しています。

子ども・子育て会議／児童福祉審議会／要保護児童対策地域協議会

関係機関

子育て支援計画

- 持続可能で豊かな地域社会の構築
- 行政手続のデジタル化とDXの推進

一等による子育て支援事業
ろば/子育て情報提供事業 等

幼稚園・認可保育所等の入園に関するこ
所/緊急一時保育事業 等

ば事業/子育て支援講座
アラー支援推進事業 等

すること/社会診断・行動診断・医学診断・
護の推進 等

産支援/産後ケア事業
応援事業 等

放課後等デイサービス
父子家庭、女性の相談・支援 等

び運営維持管理等/児童館・育成室

発達支援センター 等

地域社会との連携

都・他区児童相談所

児童福祉施設、里親等

家庭裁判所

警察

社会福祉協議会

民生委員・児童委員、
主任児童委員

医療機関

弁護士

地域子育て支援拠点

青少年委員

P T A

N P O ・ 地域団体

ボランティア団体

子ども食堂

本計画では、地域福祉保健計画の総論で掲げた次の基本理念及び基本目標に基づき、子育て支援施策を推進していきます。

1 基本理念

○人間性の尊重

だれもが、個人として尊ばれ、人間性が生かされるとともに、人権が尊重される地域社会を目指します。

○自立の支援

だれもが、自分の意思に基づき、自らの選択のもとに自立した生活を営み、自己実現できるよう支援します。

○支え合い認め合う地域社会の実現

ノーマライゼーション¹やソーシャルインクルージョン²の理念に基づき、だれもが、主体的に社会参加でき、相互に人格と個性を尊重し、支え合い、ダイバーシティ³を推進する地域社会の実現を目指します。

○健康の保持・増進

だれもが、健康で安全な生活を享受でき、生涯を通じて健康を保持・増進することができる地域社会を目指します。

○協働による地域共生社会の実現

だれもが、地域の課題を把握し、解決するための活動に、当事者意識を持って、主体的に参画・協働し、分野を超えてつながる地域づくりを推進します。

○男女平等参画の推進

一人ひとりが互いに人権を尊重し、喜びも責任も分かち合いつつ、性別に関わりなく、その個性と能力を十分に発揮していきいきと暮らせる地域社会を目指します。

1 ノーマライゼーション(normalization) 障害のある人もない人も、子どもも高齢者も、だれもが地域で普通(ノーマル)の生活を送ることを当然とし、ともに支え合って普通の生活ができる社会を創造すること。また、その考え方をいう。

2 ソーシャルインクルージョン(social inclusion) すべての人々を孤独や孤立、排除や摩擦から援護し、健康で文化的な生活の実現につなげるよう、社会の構成員として包み支え合うという理念をいう。

3 ダイバーシティ(diversity&inclusion) 性別(性自認及び性的指向を含む。)、人種、国籍、宗教、経歴、障害の有無など人それぞれの「違い」を「多様性」として認め合い、互いを尊重し、だれもが暮らしやすい社会の実現を目指す考え方をいう。

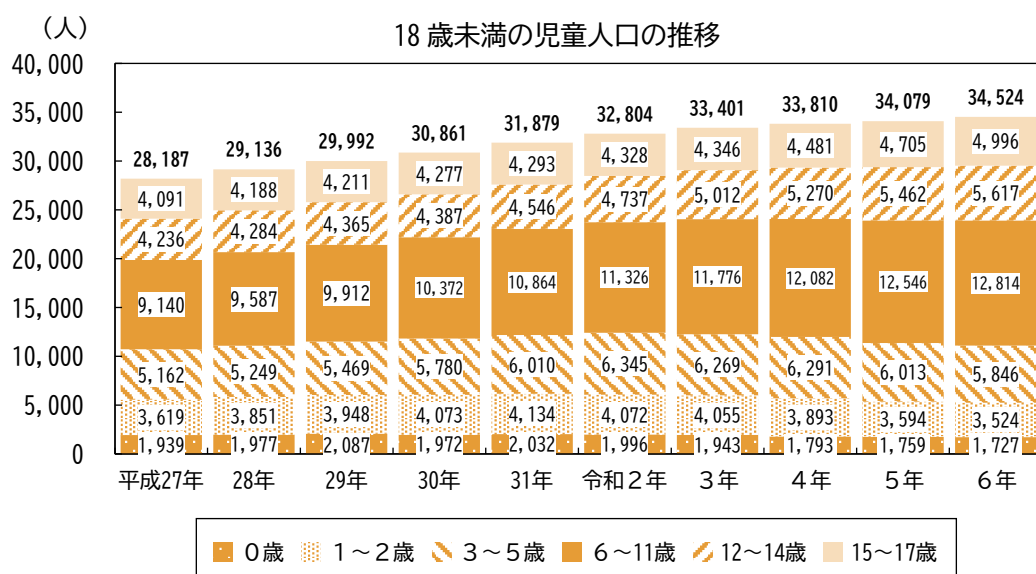
2 基本目標

- だれもが、いきいきと自分らしく、健康で自立した生活を営める地域社会を目指します。
- だれもが、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、必要な福祉保健サービスを自らの選択により利用でき、互いに支え合う地域社会を目指します。
- だれもが、地域、暮らし、生きがいをともに創り、互いに高め合い、役割を持つことができる地域社会を目指します。

(1) 18歳未満の児童人口の推移

着実な増加

令和6年4月1日現在の18歳未満の児童人口は34,524人で、総人口に占める割合は14.8%となっています。平成31年に比べて、人数では2,645人増加し、総人口に占める割合は0.5ポイント増加しています。



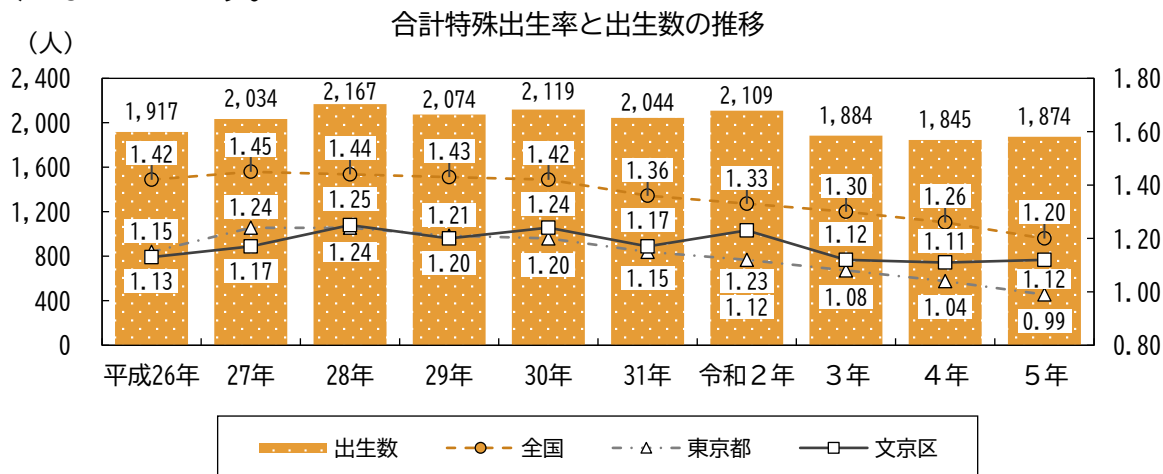
資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 合計特殊出生率及び出生数等の推移

新型コロナの影響を受け減少

文京区の合計特殊出生率は、全国と比較して低い数値で推移していますが、平成30年には東京都を上回り、令和5年は1.12となっています。

一方、出生数は、平成28年をピークに増減を繰り返しながら推移していましたが、新型コロナウイルスの影響を受け、令和3年以降大きく減少し、令和5年では1,874人となっています。

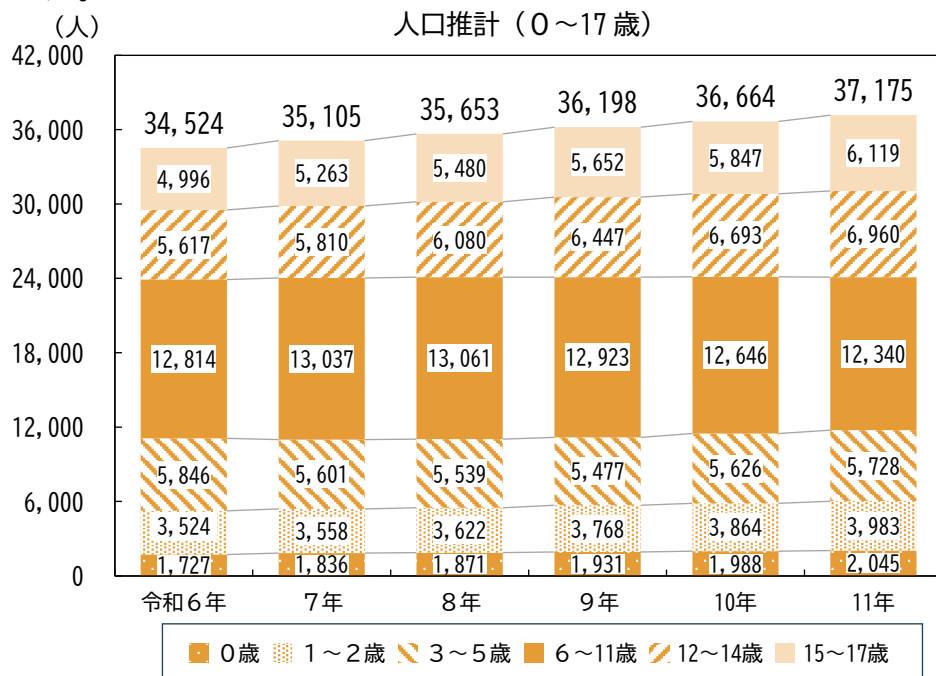


合計特殊出生率：ぶんきょうの保健衛生（文京区）、出生数：文京の統計（文京区）
令和5年（合計特殊出生率）は人口動態統計（全国・東京都）、東京都保健医療局人口動態統計（文京区）

(3) 人口推計

引き続き増加の見通し

本計画の策定に当たり、計画期間である令和7年から11年までの人口推計を新たに行いました。それによると、令和11年には0歳から17歳までの人口は37,175人と、令和6年実績に比べて2,651人増加する結果となりました。また、0歳から5歳までの人口は、11,756人となり、令和6年実績と比べて659人増える結果となりました。

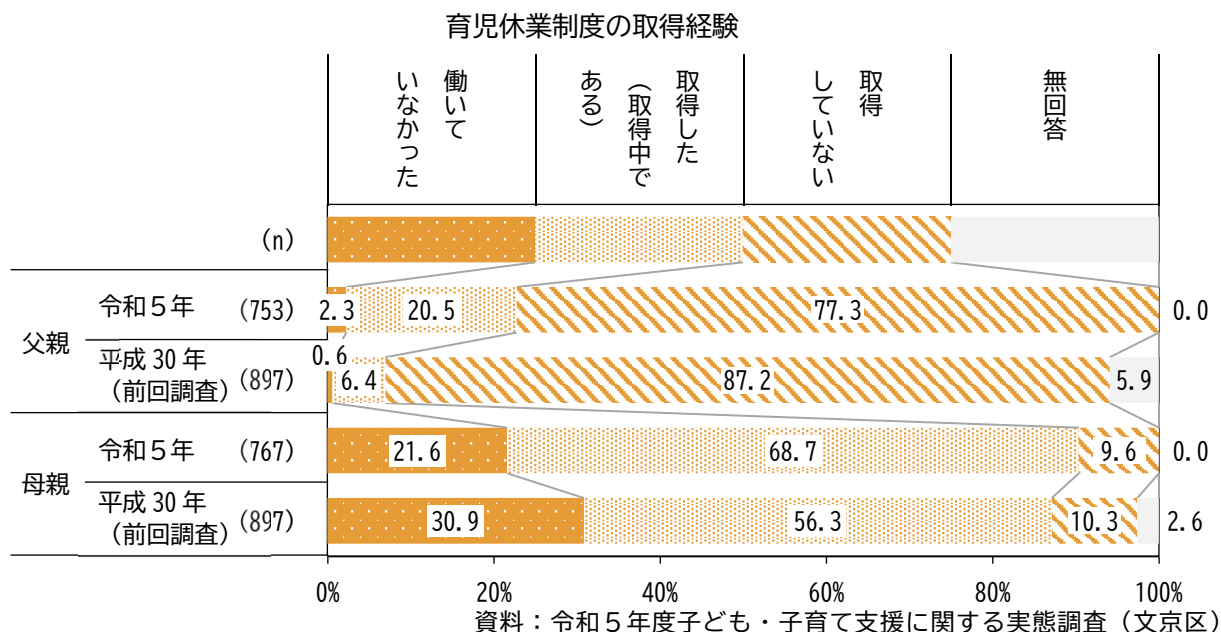


※ 左記の人口推計は、子ども・子育て支援事業計画における量の見込み（ニーズ量）を算定するために推計したものです。他の計画で使用する人口推計の結果と異なる場合があります。

(4) 育児休業取得率の推移

男性の取得率の大幅な増加

令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」における、未就学児の父母の育児休業制度の取得経験については、平成30年の前回調査結果に比べ、父親と母親ともに育児休業制度を取得した割合が10ポイント以上増加しており、前回調査時より育児休業を取得している傾向がうかがえます。



(5) 子育てをする上での不安や悩み

不安や悩みを抱えている中学生保護者の増加

「未就学児の保護者」「小学生の保護者」「中学生の保護者」のそれぞれが抱える子育てをする上での不安や悩みの上位5項目は、以下の状況となっています。

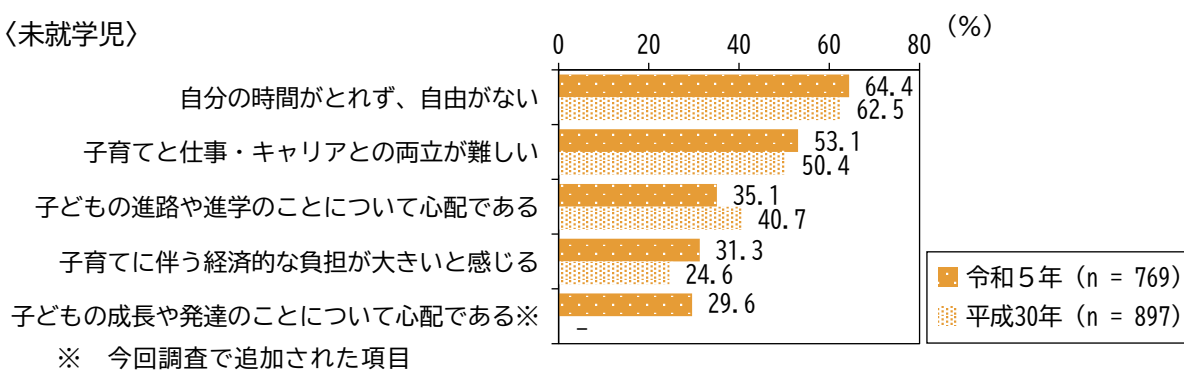
未就学児の保護者は「自分の時間がとれず、自由がない」と「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」が、小学生の保護者と中学生の保護者では「子どもの進路や進学のことについて心配である」が過半数を超えています。

また、全ての年齢層において、子どもの発達や健康等に関する不安や悩みを抱える保護者が一定数存在しています。

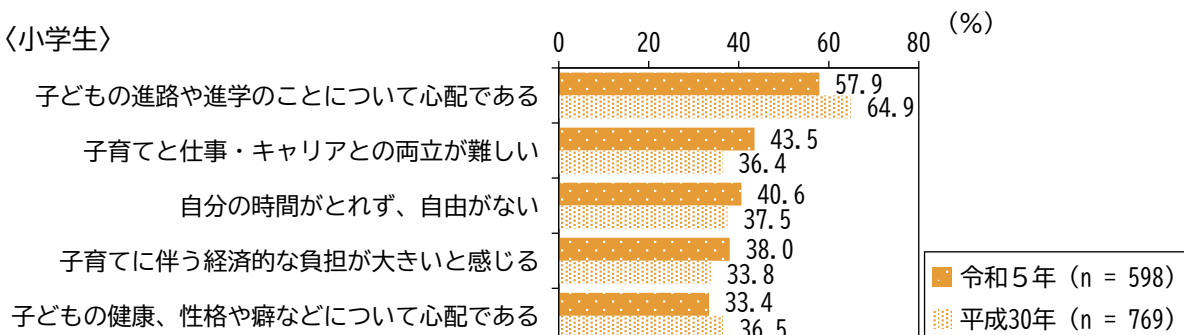
前回調査との比較では、「子育てに伴う経済的な負担が大きい」と感じる方が全体的に増加しており、子どもの年齢が上がるほど割合も高くなっています。また、全ての区分において「子育てと仕事・キャリアとの両立が難しい」と感じる方が増えています。全体的には、中学生の保護者において不安や悩みを抱えている方が前回調査より増えている傾向があります。

子育てをする上での不安や悩み（複数回答）

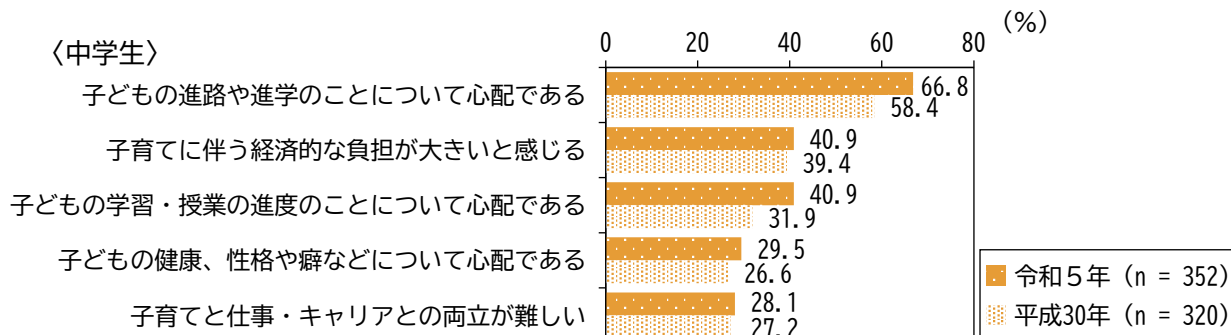
〈未就学児〉



〈小学生〉



〈中学生〉



地域福祉保健計画の基本理念・基本目標（第2章参照）に基づき、子育て支援施策を推進するため、全体的に関わる4つの「基本的な視点」と本計画期間（令和7年度～令和11年度）における、5つの「主要項目」と「その方向性」を次のとおり掲げ、取組を進めていきます。

【基本的な視点】

1 子どもの権利の保障と意見表明機会の確保

子どもをひとりの人間として尊重し、その権利を保障するとともに、子どもの最善の利益を守ります。また、子どもが自由に自分の意見を表明するとともに、社会的活動に参加する機会の確保を図ります。

2 重層的支援体制整備の推進

社会情勢の変化に伴う複雑化・複合化した課題や制度の狭間にあるニーズにも対応できるよう、高齢、介護、障害、子ども、生活困窮等の分野横断的な多機関が連携した重層的なセーフティーネットの構築を目指します。また、適切な支援につなげ、家族全体の支援を行うことができる体制整備を推進します。

3 持続可能で豊かな地域社会の構築

子どもが、将来にわたり、身体的・精神的・社会的に良好な状態（ウェルビーイング）で生活を送ることができる社会の実現は、未来を担う人材を社会全体で育み、地域社会の持続可能性を高めることにつながります。子どもが、自分らしく自らの希望に応じてその意欲と能力を活かすことができ、また、子どもを産み育てたいと考える個人の希望が叶えられる地域社会の構築を目指します。

4 行政手続のデジタル化とDX⁴の推進

子育ての手続に係る負担軽減や利便性の更なる向上を図るため、オンライン申請やキャッシュレス決済等の行政手続のデジタル化を推進します。また、国や東京都と連携することで、母子保健や保育分野において、組織や行政の垣根を超えた子育て支援サービスの実現を目指します。さらに、最新技術を活用し、人や情報をつなぐことで、新たな行政サービスの創出を目指します。

4 DX 「デジタルトランスフォーメーション」の略称。ICT（情報や通信に関する技術の総称）の浸透が、人々の生活をあらゆる面でより良い方向に変化させること。

1 親子の健やかな成長の支援

● 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援

家庭にとって、妊娠・出産・子育て期は、身体的、精神的、社会的に大きな変化があり、負担がかかる時期であることから、将来の妊娠のための健康管理、心身の回復、子育てへの不安や新たな家族環境への適応など、心のケアを含めた産前・産後ケアの充実を図り、妊娠・出産・子育て期にわたり、切れ目ない支援を継続していきます。

● 親子の健康の維持・増進

子どもの成長に応じた検診や、感染症への対策を含む健康について正しい知識を持ち、親子が共に健やかに成長できる取組等を実施するとともに、運動やスポーツに親しむ機会を提供し、親子の健康の維持・増進を図ります。

● 情報発信の最適化

妊娠・出産・子育てに関する正確な情報や各種の子育てサービス等が、必要としている人に十分周知され、利用につながるよう、多種多様な媒体を活用し、幅広く情報発信を行います。



2 多様な子育て支援サービスの提供

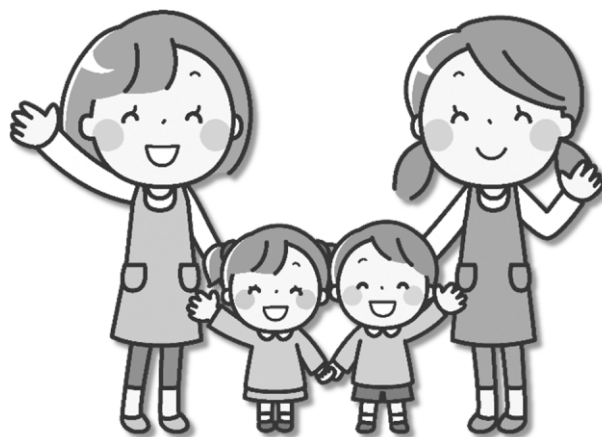
● 幼児期における教育・保育の充実

子どもと家庭を取り巻く環境が変化する中、各家庭がより良い子育てを選択し、子どもたちが安心して成長できるよう、多様化するニーズを的確に把握し、自宅等での預かりや育児支援、地域の社会資源としての保育施設の活用を含め、安定的な子育て支援サービスを提供します。

また、全ての教育・保育施設において、安全で質の高い教育及び保育を提供できる体制を整備するとともに、保育を必要とする家庭の子どもが保育の必要な年齢で入園できる環境づくりを進めます。

● 放課後の居場所づくり

子どもが放課後に安心して過ごせるよう、育成室の待機児童数の増加等を踏まえて策定した「育成室待機児童解消加速化プラン」のもと、育成室の整備をはじめ、都型学童クラブの誘致や放課後全児童向け事業の充実等を進め、待機児童の解消及び定員の適正化を図るとともに、学童保育の質の向上を促進します。



3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

● 子どもの学び・経験の機会充実

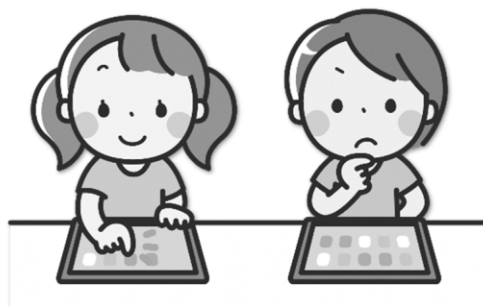
次世代を担う子どもたちの個別最適な学びと協働的な学びを実現するために、タブレット端末をはじめとしたＩＣＴ等を活用し、情報活用能力を含む学びの質の向上を図るとともに、学校施設等の計画的な改築・改修等を進め、施設面の整備を図ることで、良好な学びの環境を確保します。

また、幼児・児童・生徒が社会や自然と直接関わる経験の機会の充実を図り、子どもの社会性や生命を尊重する心、自他を大切にすることなどの豊かな人間性を育みます。

● 青少年の健全育成と自主的な活動の支援

青少年が、地域の大人や子どもたちとの関わりや、自主的な活動の体験・経験等を通して、社会性や自主性を身に付け、自立した大人へ成長できる環境を整備します。

また、青少年プラザ（b-lab）の利用促進を図るとともに、青少年の活動・交流の場を拡充することで、青少年の自主的な活動を支援します。



4 全ての子育て家庭を支える体制の充実

● 組織横断的な連携体制

子育て家庭が抱える幅広い悩みに対応し、より早い段階から適切な支援へつなげられるよう、子どもと家庭に対する包括的な支援及び関係機関との組織横断的な連携体制を確立します。また、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもに対し、母子保健機能と児童福祉機能の両機能が一体的に相談支援を行う、こども家庭センター機能を整備します。

● 児童虐待防止支援体制の充実

児童虐待は、子どもの心身の発達や人格の形成に重大な影響を与えることから、育児不安や児童虐待のリスクを早期に発見し予防に努めるとともに、関係機関と新たに設置する区児童相談所が共に連携しながら、個別の事情に応じた対応ができる体制づくりを進めます。

児童虐待の予防や早期発見については、子ども家庭支援センターや保健サービスセンター、教育センターや保育園、幼稚園、学校など、子育て、福祉、保健、教育分野の様々な関係機関が連携を深めながら対応していきます。

区児童相談所は、児童虐待ケースの初動の段階から関わり、迅速で専門的なアプローチをケースに応じて展開するなど、児童虐待の予防からハイリスクケース対応、再発防止までの、一貫した、きめの細かな相談支援体制を関係機関と共に確立していきます。

● 悩み・困難を抱える子どもへの支援

日常生活や学校生活において、悩みや困難を抱える子どもに対し、関係機関の連携を強化し、組織横断的に情報共有を図り、一人ひとりの状況に応じた最適な支援を行います。

● 子どもの貧困対策

子どもが生まれ育った環境に左右されることがなく、子ども一人ひとりが夢や希望を持つためには、子どもの貧困の解消が重要であることから、関係部署間の連携を強化し、教育支援・生活支援・経済的支援等を推進します。

● 全世帯に向けた経済的な負担の軽減

全ての子育て世帯に対して、ライフステージを通じた子育てに係る経済的な負担軽減の充実を図り、次世代を担う子どもの育ちを支援します。

5 子育てしやすいまちづくりの推進

● 地域社会全体で子どもを育む体制の構築

子育て家庭が社会から孤立せず、安心して子育てできるよう、身近な場所で地域とつながる機会の充実を図り、子どもや親子が集える居場所、多世代交流の場を確保します。

また、家族で過ごす時間の確保や家庭生活と職業生活の両立を図るため、男女平等参画の推進や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた取組を進め、地域社会全体で子どもを育む体制を構築します。

● 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備

子育て家庭が地域において、安全・安心で快適な住生活を営むことができるよう、道路や公園等の整備に当たっては、事故や事件の防止に配慮した環境づくりを進めます。

子育て家庭が利用する施設において、防災力や防犯力を高める取組を進め、子ども自身や子ども連れの人、妊産婦をはじめ、だれもが暮らしやすいまちの環境を整備します。

また、オンライン上での危険から子どもを守るため、インターネット利用のルール等に関する啓発活動や発達段階に応じた情報モラル教育を学校等と連携して引き続き取り組みます。



1 計画の体系

第4章で掲げた5つの主要項目を体系の大項目としています。

【凡例】

- ・  は、計画事業量を掲げ、進行管理の対象とする事業です。
- ・ 他の分野別計画で主に実施している事業は、計画事業名の後に各分野別計画の頭文字と事業番号を記載しています。
 - 地…地域福祉保健の推進計画
 - 障…障害者・児計画
 - 保…保健医療計画
- ・ 他の分野別計画と重複掲載している事業については、事業番号の整合性を図るため、一部内容が変更されているものがあります。
- ・ 子ども・子育て支援法第60条に規定する国の定める基本指針（平成26年内閣府告示第159号）において、年度ごとの事業量、ニーズ量の見込み等を定める事項に関連する事業（子ども・子育て支援交付金を充当して実施する事業）については、計画事業名の後に「◆」を表示しています。
- ・ 社会福祉法第106条の5に定める「重層的支援体制整備事業実施計画」に関わる事業については、計画事業名の後に「★」を表示しています。
- ・ 本計画から新たに追加となった主な事業については、計画事業名の後に「」を表示しています。

大項目 1 親子の健やかな成長の支援

小項目	計画事業	
1 妊娠・出産・子育てへの切れ目ない支援	1	文京区版ネウボラ事業
	2	産前産後ケア事業 保 1-7-7
	3	ぶんきょうハッピーベイビー応援事業 保 1-7-1
	4	母親学級・両親学級 保 1-7-6
	5	不妊治療に係る支援 保 1-7-2
	6	乳児家庭全戸訪問事業 ◆ 保 1-7-9
	7	バースデーサポート事業 保 1-7-13
	8	乳幼児家庭支援保健事業 保 1-7-15
	9	多胎児家庭支援事業 保 1-7-14
	10	平日準夜間小児初期救急診療事業
2 親子の健康の維持・増進	1	妊婦健康診査 保 1-7-4
	2	乳幼児健康診査 保 1-7-10
	3	発達健康診査 保 1-7-11
	4	乳幼児期の歯と口腔の健康づくり 保 1-5-1
	5	障害者歯科診療事業 保 1-5-6
	6	妊産婦の栄養・食生活支援 保 1-2-1
	7	乳幼児の栄養・食生活支援 保 1-2-2
	8	子ども野菜塾
	9	和食の日推進事業
	10	屋外スポーツ施設での「まるごと子育て応援事業」
	11	障害児スポーツ事業
	12	スポ・レクひろば ㊦
	13	スポーツ振興イベント「Bunkyo Sports Park」の開催 ㊦
3 情報発信の最適化	1	情報誌「子育てガイド」の作成
	2	子育て施策PRイベント「文京区子育てフェスティバル」の開催
	3	子育て応援メールマガジンの配信
	4	子育て世帯向けコールセンターの設置
	5	予防接種モバイルサービス「子育て応援ワクチンナビ」の運営

大項目 2 多様な子育て支援サービスの提供

小項目	計画事業	
1 幼児期における 教育・保育の充実	1	区立保育園の運営
	2	認可保育園要配慮児保育
	3	保育園延長保育 ◆
	4	区立保育園年末保育
	5	私立認可保育所等の質の向上
	6	保育士等キャリアアップ事業
	7	福祉サービス第三者評価制度の活用
	8	認証保育所の運営補助
	9	私立保育園運営補助
	10	区立お茶の水女子大学こども園の運営
	11	区立幼稚園の認定こども園化 ◆
	12	区立幼稚園等特別保育 障 4-3-7
	13	区立幼稚園等の預かり保育 ◆
	14	幼稚園型認定こども園延長保育 ◆ ㊦
	15	幼稚園型認定こども園年末保育
	16	私立幼稚園長時間預かり保育事業費補助
	17	私立幼稚園運営事業補助
	18	文京区版幼児教育・保育カリキュラム
	19	未就園児の定期的な預かり事業 ㊦
	20	一時保育（キッズルーム） ◆
	21	区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ時保育 ◆
	22	幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 ◆ ㊦
	23	病児・病後児保育 ◆
	24	子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ） ◆
	25	ベビーシッター等による子育て支援事業
	26	障害者・児の短期入所（ショートステイ） 障 1-1-8
	27	障害者・児の日中短期入所事業 障 1-1-14
	28	心身障害者（児）短期保護事業 障 1-1-16
	29	医療的ケア児在宅レスパイト事業 障 4-2-8
	30	障害者・児の緊急一時介護委託費助成 障 1-1-15
2 放課後の 居場所づくり	1	育成室の整備及び運営 ◆
	2	育成室の障害児保育 ◆ 障 4-3-13
	3	民間事業者誘致による都型学童クラブの整備 ◆
	4	放課後全児童向け事業
	5	児童館の整備及び運営

大項目 3 子どもの生きる力・豊かな心の育成

小項目	計画事業	
1 子どもの学び・経験の機会充実	1	生きる力実現・学校力パワーアップ事業
	2	いのちと心の教育の推進
	3	「話す力」向上プログラム事業
	4	英語力向上推進事業
	5	いじめ問題対策事業
	6	健康・体力増進事業
	7	小・中学校等でのスポーツ交流事業 ㊦
	8	文京ふるさと学習プロジェクトの推進
	9	ホームステイ生徒交換事業
	10	中学生職場体験
	11	中学校部活動支援
	12	特別支援教育の充実 障4-3-12
	13	バリアフリーパートナー事業
	14	学校施設等の計画的な改築・改修等
	15	「Society5.0の教室」プロジェクト
	16	教育情報ネットワーク環境整備
	17	学校運営連絡協議会・コミュニティスクール
2 青少年の健全育成と自主的な活動の支援	1	中高生の居場所の確保（文京区青少年プラザ（b-lab）等）
	2	文京区青少年育成プラン等の推進
	3	青少年の社会参加推進事業補助
	4	青少年健全育成会への支援・連携
	5	ボランティア活動への支援 地1-2-2
	6	非行防止・更生保護の推進
	7	環境浄化推進運動

大項目 4

全ての子育て家庭を支える体制の充実

小項目	計画事業	
1 組織横断的な連携体制	1	児童を対象とした相談窓口の運営
	2	子ども家庭支援センター事業
	3	子ども養育専門法律相談事業・養育費確保等支援事業
	4	保育園等への巡回相談 ㊦
	5	乳幼児子育て相談
	6	幼稚園等子育て相談
	7	障害児相談支援 障 4-2-7
	8	医療的ケア児支援体制の構築 障 4-2-3
	9	医療的ケア児支援コーディネーターの配置 障 4-2-4
	10	就学前相談体制の充実 障 4-3-8
	11	総合相談室の充実 障 4-1-3
	12	不登校への対応力強化
	13	文京区版ひきこもり総合対策 地 2-1-4
	14	民生委員・児童委員による相談援助活動 地 1-2-6
	15	包括的相談支援事業 ★ ㊦ 地 2-1-1
	16	多機関協働事業 ★ ㊦ 地 2-1-2
	17	アウトリーチ等を通じた継続的支援事業 ★ ㊦ 地 2-1-3
	18	児童相談所が関わる子どもの権利擁護事業 ㊦
2 児童虐待防止支援体制の充実	1	児童虐待防止ネットワークの充実 ◆
	2	児童虐待防止対策事業 ◆
	3	家庭支援ヘルパー事業 ◆
	4	区児童相談所の専門的アプローチを含めた児童相談体制の構築と一時保護所の適切な運営
	5	社会的養護の推進 ㊦
3 悩み・困難を抱える子どもへの支援	1	児童発達支援 障 4-3-1
	2	児童発達支援センターの運営 障 4-2-1
	3	文京版スターティング・ストロング・プロジェクト 障 4-4-9
	4	専門家アウトリーチ型支援 障 4-2-6
	5	居宅訪問型児童発達支援 障 4-3-3
	6	放課後等デイサービス 障 4-3-15
	7	保育所等訪問支援 ㊦ 障 4-3-4
	8	障害児通所支援事業所の整備 障 4-3-11
	9	障害児通所支援事業所における重症心身障害児等の支援充実に向けた検討 障 4-2-9
	10	医療的ケア児支援ルーム事業 ㊦
	11	文京総合福祉センターにおける医療的ケア児の受入れ
	12	ヤングケアラー支援推進事業 ㊦
	13	日本語指導協力員派遣事業

小項目	計画事業	
4 子どもの貧困対策	1	子ども宅食プロジェクト事業
	2	福祉手当の支給 障 1-7-1
	3	特別児童扶養手当の支給
	4	児童育成手当（障害手当）の支給
	5	児童扶養手当の支給
	6	児童育成手当（育成手当）の支給
	7	ひとり親家庭等医療費助成
	8	子育て支援事業利用料等助成制度
	9	入院助産
	10	母子・父子自立支援員
	11	母子家庭及び父子家庭自立支援給付金事業
	12	母子及び父子福祉資金
	13	母子生活支援施設
	14	母子・女性緊急一時保護事業
	15	生活困窮者自立支援法に基づく学習支援
	16	就学援助
	17	塾代等助成事業
	18	奨学資金給付金制度
	19	入学支度資金融資あっせん
5 全世帯に向けた経済的な負担の軽減	1	児童手当の支給
	2	子ども医療費助成
	3	認可外保育施設保育料助成
	4	私立幼稚園等保護者負担軽減
	5	保育所等利用多子世帯負担軽減事業
	6	子どもインフルエンザワクチン任意予防接種費用助成制度
	7	おたふくかぜワクチン任意予防接種費用助成制度 ㊦
	8	男子HPVワクチン任意接種費用助成制度 ㊦
	9	学校給食費支援事業 ㊦

大項目 5 子育てしやすいまちづくりの推進

小項目	計画事業	
1 地域社会全体で子どもを育む体制の構築	1	地域団体による地域子育て支援拠点事業 ★
	2	子育てひろば事業 ★
	3	文京区子育てサポーター認定制度
	4	ファミリー・サポート・センター事業 ◆
	5	地域の支え合い体制づくり推進事業 地 1-1-9
	6	子ども食堂支援事業
	7	児童館の乳幼児プログラム
	8	児童館の幼児クラブ
	9	保健サービスセンターの子育てグループ等支援
	10	区立保育園の地域子育てステーション
	11	区立幼稚園等施設開放
	12	家庭教育支援の推進
	13	ブックスタート事業
	14	子ども向け文化・学習事業の充実
	15	アカデミア講座等での保育室設置
	16	親子スポーツ教室
	17	小中学生スポーツ教室
	18	【文京 eco カレッジ】親子環境教室
	19	親子生きものの調査
	20	環境教育の推進
	21	消費生活出前講座（子ども向け）
	22	消費生活研修会（幼児向け・子ども向け）
	23	家庭のふれあいの推進
	24	労働者及び事業主への広報・啓発活動
	25	男女平等参画推進事業
	26	障害及び障害者・児に対する理解の促進（理解促進研修・啓発事業） 障 5-2-1
	27	地域学校協働本部事業
	28	P T A活動との連携強化、活動支援
	29	小地域福祉活動の推進 ★ 地 1-1-2
	30	参加支援事業 ★ ⑨ 地 1-2-1
	31	地域づくり事業 ★ ⑨ 地 1-1-1
2 子どもを守る安全・安心なまちの環境整備	1	妊産婦・乳児救護所の体制整備
	2	防災教室・防災訓練の実施
	3	子育て支援施設への災害用備蓄物資の配備
	4	安全・安心なまちづくり
	5	安全・安心な学校づくり
	6	安全・安心で快適な公園等の整備

小項目	計画事業		
2 子どもを守る安全・ 安心なまちの環境整備	7	文京区バリアフリー基本構想の推進	地 3-1-2
	8	共同住宅等のバリアフリーの推進	
	9	バリアフリーの道づくり	地 3-1-1
	10	コミュニティ道路整備	
	11	犯罪の被害防止対策の推進	
	12	交通安全教育の実施	
	13	コミュニティバス運行	地 3-1-6
	14	居住支援の推進	地 2-1-11



1 子ども・子育て支援事業計画の考え方

子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法第61条に基づく、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の提供体制の確保や各種子育て支援施策の円滑な実施に関する内容等を記載した計画です。

本区では、子育て支援計画と一体的に策定しており、子ども・子育て支援法で定められた子育て支援事業を明確にするため、再掲する事業も含め、本章において量の見込みや確保方策等を記載します。

2 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法第61条に基づき、「地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（教育・保育提供区域）」を設定して、その区域ごとの「量の見込み」及び「確保方策」を計画するものとされています。

本区においては、基盤整備や事業実施上の効果などを総合的に勘案し、引き続き、文京区全域を1区域として設定します。

3 量の見込み（ニーズ量）の算定方法

国が示す「市町村子ども・子育て支援事業計画における『量の見込み』の算出等のための手引き（平成26年1月）」及び「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」を踏まえ、本区の人口推計と令和5年度実施の「子ども・子育て支援に関する実態調査」（以下「実態調査」という。）の結果を用いて以下の流れで量の見込みを算定します。

ただし、その結果が実態（過去の事業実績）と大きく乖離し、適切な量の見込みを算定することが困難な事業については、本区の実情に応じた方法で算定します。

4 幼児期の教育・保育の量の見込みと提供体制

（1）保育の必要性の認定について

子ども・子育て支援新制度では、保護者の就労状況等により、教育・保育を利用する子どもについて3つの認定区分が設けられ、この認定区分に応じて、特定教育・保育施設等（認定こども園・幼稚園・保育所・地域型保育事業）の利用先が決まっています。

<3つの認定区分>

1号認定（教育標準時間認定）	利用先：幼稚園・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、教育を希望される場合	
2号認定（満3歳以上・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園
● お子さんが満3歳以上で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	
3号認定（満3歳未満・保育認定）	利用先：保育所・認定こども園・地域型保育
● お子さんが満3歳未満で、「保育の必要性の認定」を受け、保育所等での保育を希望される場合	

(2) 地域型保育事業について

地域型保育事業とは、子ども・子育て支援新制度において、区の認可事業として位置づけられている事業です。原則、満3歳未満の保育を必要とする乳幼児に対して行われる事業であり、小規模保育（A・B・C型）・家庭的保育・居宅訪問型保育・事業所内保育の4類型があります。待機児の多い都市部で身近な保育の場を確保する事業です。

事業名	事業概要
小規模保育	比較的小規模で家庭的保育事業に近い雰囲気の下、きめ細かな保育を実施します。 ・ A型（保育所分園に近いもの） ・ B型（保育所分園と家庭的保育の中間的なもの） ・ C型（家庭的保育に近いもの）
家庭的保育	家庭的な雰囲気の下で、少人数を対象にきめ細かな保育を実施します。家庭的保育者の居宅その他の場所で保育を行います。
居宅訪問型保育	住み慣れた居宅において、1対1を基本とするきめ細かな保育を実施します。（ベビーシッター派遣事業）
事業所内保育	企業が主として従業員への仕事と子育ての両立支援策として実施します。地域において保育を必要とする子どもにも保育を提供します。

(3) 量の見込み（ニーズ量）の算定及び確保方策について

幼児期の教育・保育の量の見込み（ニーズ量）は、「第三期市町村子ども・子育て支援事業計画等における『量の見込み』の算出等の考え方」により、将来人口推計と利用意向割合からニーズ量を算定しました。この見込みに対し、確保方策を次頁のとおり実施していきます。

- 関連事業 2-1-1 区立保育園の運営
- 2-1-10 区立お茶の水女子大学こども園の運営
- 2-1-11 区立幼稚園の認定こども園化

幼児期の教育・保育の量の見込みと確保方策の実施時期

項 目			令和7年度 (R8.4.1時点)					令和8年度 (R9.4.1時点)				
			1号	2号		3号		1号	2号		3号	
			教育 希望	保育の 必要性あり		保育の 必要性あり		教育 希望	保育の 必要性あり		保育の 必要性あり	
			3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳
教育 希望	左記 以外	教育 希望		左記 以外								
①ニーズ量の見込み			1,253	712	3,164	536	2,332	1,239	704	3,129	546	2,366
②確保方策	教育・保育施設	認定こども園	101	42	33	6	42	101	42	33	6	42
		区立幼稚園	634	301	－	－	－	580	301	－	－	－
		私立幼稚園	1,101	527	－	－	－	1,101	527	－	－	－
		国立大学付属幼稚園	117	13	－	－	－	117	13	－	－	－
		区立認可保育園	－	－	1,119	144	633	－	－	1,119	144	633
		私立認可保育園	－	－	2,993	495	1,732	－	－	2,993	495	1,732
		定期利用保育	－	－	－	－	28	－	－	－	－	28
		東京都認証保育所	－	－	10	23	72	－	－	10	23	72
		企業主導型保育事業	－	－	25	18	92	－	－	25	18	92
		その他認可外保育施設	－	－	186	12	105	－	－	186	12	105
	地域型保育事業	家庭的保育事業	－	－	－	5	12	－	－	－	5	12
		小規模保育事業	－	－	－	59	184	－	－	－	59	184
		事業所内保育事業	－	－	－	5	14	－	－	－	5	14
		居宅訪問型保育事業	－	－	－	－	0	－	－	－	－	0
	合 計		1,953	883	4,366	767	2,914	1,899	883	4,366	767	2,914
②－①(充足数)			700	171	1,202	231	582	660	179	1,237	221	548

※ 各確保の方策において、事業の対象外となる認定区分は「—」を表示しています。

(単位：人)

令和9年度 (R10.4.1時点)					令和10年度 (R11.4.1時点)					令和11年度 (R12.4.1時点)				
1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり		1号 教育 希望	2号 保育の 必要性あり		3号 保育の 必要性あり	
3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳	3歳 以上	3歳以上		0歳	1-2 歳
	教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外				教育 希望	左記 以外		
1,225	696	3,094	563	2,465	1,258	715	3,178	580	2,527	1,281	728	3,236	597	2,605
237	126	33	6	84	305	168	33	6	105	305	168	33	6	105
467	205	—	—	—	438	180	—	—	—	438	180	—	—	—
1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—	1,101	527	—	—	—
117	13	—	—	—	117	13	—	—	—	117	13	—	—	—
—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633	—	—	1,119	144	633
—	—	2,993	495	1,732	—	—	2,993	495	1,732	—	—	2,993	495	1,732
—	—	—	—	28	—	—	—	—	28	—	—	—	—	28
—	—	10	23	72	—	—	10	23	72	—	—	10	23	72
—	—	25	18	92	—	—	25	18	92	—	—	25	18	92
—	—	186	12	105	—	—	186	12	105	—	—	186	12	105
—	—	—	5	12	—	—	—	5	12	—	—	—	5	12
—	—	—	59	184	—	—	—	59	184	—	—	—	59	184
—	—	—	5	14	—	—	—	5	14	—	—	—	5	14
—	—	—	—	0	—	—	—	—	0	—	—	—	—	0
1,922	871	4,366	767	2,956	1,961	888	4,366	767	2,977	1,961	888	4,366	767	2,977
697	175	1,272	204	491	703	173	1,188	187	450	680	160	1,130	170	372

5 地域子ども・子育て支援事業の提供体制等

地域子ども・子育て支援事業とは、教育・保育施設を利用する子どもの家庭だけでなく、在宅の子育て家庭を含む全ての家庭及び子どもを対象とする事業として、子ども・子育て支援法第59条の規定に基づき、地域の実情に応じて実施するものです。

(1) 利用者支援事業

事業概要	子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。
確保方策の考え方	子ども家庭支援センター、保健サービスセンター及び保健サービスセンター本郷支所において、妊娠期から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築します。 ●関連事業 1-1-1 文京区版ネウボラ事業 1-1-2 産前産後ケア事業 4-1-2 子ども家庭支援センター事業

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業概要	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
確保方策の考え方	地域団体による地域子育て支援拠点4か所と子育てひろば5か所で事業を実施します。 ●関連事業 5-1-1 地域団体による地域子育て支援拠点事業 5-1-2 子育てひろば事業

(3) 妊婦健康診査

事業概要	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
確保方策の考え方	妊婦の健康リスクを把握し、母体や胎児の健康確保及び経済的負担の軽減を図るため、妊婦健康診査等に係る費用の一部を助成します。また、「妊婦歯周疾患検診」を実施し、歯周疾患のリスクが高まる妊娠期の口腔衛生の向上を図ります。 ●関連事業 1-2-1 妊婦健康診査

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

事業概要	生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
確保方策の考え方	生後4か月以内の乳児がいる全ての家庭を保健師や助産師が訪問し、母子の健康管理や子育てに関する情報提供を行います。 また、孤立しがちな子育て家庭における不安や悩みを聞き、支援が必要な家庭を適切なサービスへ結び付ける乳児家庭全戸訪問事業を実施します。 ●関連事業 1-1-6 乳児家庭全戸訪問事業

(5) 養育支援訪問事業及び子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

事業概要	養育支援訪問事業とは、児童虐待の発生予防・早期発見、発生時の迅速・的確な対応等を行うため、支援を必要とする子どもや妊婦の早期発見に努め、養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことで、当該家庭の適切な養育を支援する事業です。 また、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業とは、関係機関の情報共有を推進し、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る事業です。
確保方策の考え方	児童虐待への対応及び未然防止を図るため、特に養育を支援する必要がある家庭へ訪問支援者が居宅を訪問し養育に関する相談支援を実施します。 地域における子どもと家庭に関する支援体制の充実を図るため、関係機関と連携して、要保護児童対策地域協議会の取組を推進します。 ●関連事業 4-2-1 児童虐待防止ネットワークの充実 4-2-2 児童虐待防止対策事業

(6) 子育て短期支援事業

事業概要	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業（短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）及び夜間養護等事業（トワイライトステイ事業））です。
確保方策の考え方	区が指定した福祉施設において、乳幼児ショートステイ事業、子どもショートステイ事業、トワイライトステイ事業を実施します。 利用希望期間が重なる等の理由で、希望する期間での利用ができない場合もあるため、新規開設等受け入れ枠の拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2-1-24 子育て短期支援事業（ショートステイ・トワイライトステイ）

(7) 子育て援助活動支援事業

(ファミリー・サポート・センター事業)

事業概要	乳幼児や小学生の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の送迎等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。
確保方策の考え方	文京区社会福祉協議会にて子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）を実施します。 ●関連事業 5-1-4 ファミリー・サポート・センター事業

(8) 一時預かり事業

事業概要	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育所、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。
------	--

〈一時預かり事業（幼稚園型）〉

確保方策の考え方	区立幼稚園・幼稚園型認定こども園全園にて、在園児を対象に、教育課程開始前もしくは終了後及び長期休業中に、預かり保育を実施します。また、私立幼稚園においても、預かり保育を実施します（各園で実施内容は異なる。）。 ●関連事業 2-1-13 区立幼稚園等の預かり保育
----------	---

〈一時預かり事業（幼稚園型以外）〉

確保方策の考え方	4か所のキッズルームと区立認可保育園17園において、一時預かり事業を実施します。 ●関連事業 2-1-20 一時保育（キッズルーム） 2-1-21 区立保育園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育 2-1-22 幼稚園型認定こども園における緊急一時保育・リフレッシュ一時保育
----------	--

(9) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業概要	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育所等において保育を実施する事業です。
確保方策の考え方	全ての区立認可保育園（認定こども園を含む。）及び私立認可保育園（小規模保育事業及び認証保育所を含む。）において、延長保育事業を実施します。 ●関連事業 2-1-3 保育園延長保育 2-1-14 幼稚園型認定こども園延長保育

(10) 病児保育事業（病後児保育事業を含む。）

事業概要	病児・病後児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育を行う事業です。
確保方策の考え方	区が委託する病児・病後児保育施設4か所で保育を実施します。 病気の流行に伴う利用時期の集中等の理由により保育を断らざるを得ない場合があるほか、施設の地域な偏在等により、ニーズに対応しきれていない部分があると考えられます。これらを踏まえ、令和7年度から11年度までの間に、施設の存在しない地域を中心に新規開設に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 2-1-23 病児・病後児保育

(11) 放課後児童健全育成事業

事業概要	保護者の就労等により、日中家庭において適切な保護が受けられない児童に対し、育成室や小学校の余裕教室等を利用して適切な遊びや生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。
確保方策の考え方	現在の育成室事業を継続するとともに、計画期間中に新たな育成室を順次整備していくことで、早期の待機児童解消を図ります。 また、全区立小学校20校において放課後全児童向け事業を実施し、児童の放課後の居場所を提供しています。継続して実施時間の延長など、事業の充実を図ります。 ●関連事業 2-2-1 育成室の整備及び運営 2-2-2 育成室の障害児保育 2-2-3 民間事業者誘致による都型学童クラブの整備

(12) 子育て世帯訪問支援事業

事業概要	家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぐ事業です。
確保方策の考え方	ネウボラ面接（妊婦面接）や乳幼児健診等を通して把握した、育児に不安や負担を抱える家庭や、ヤングケアラーがいるなどの要支援家庭に対し、適切なアセスメントのもと、家庭支援ヘルパーを派遣します。ヘルパーの派遣は要支援家庭への派遣実績のある事業者へ委託し、育児や家事など必要な支援を実施します。 ●関連事業 4-2-3 家庭支援ヘルパー事業

(13) 親子関係形成支援事業

事業概要	児童との関わり方をはじめ、子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設ける等その他の必要な支援を行うことにより、親子間における適切な関係性の構築を図る事業です。
確保方策の考え方	子育てに不安を抱える、3歳から小学6年生までの子どもがいる保護者等を対象に、子どもへの効果的な声かけや接し方などの親子の関係を育てるコミュニケーションスキルを学ぶための子育て支援講座「育児スキルトレーニング講座」を実施します。 また、1歳から2歳までの子どもがいる保護者を対象に、参加者がそれぞれに抱えている悩みや関心のあることをグループで話し合いながら、自分に合った子育ての仕方を学ぶための「N P (Nobody's Perfect) プログラム」を実施します。さらに、0歳児の育児が始まった早期の段階で、子育て仲間をつくり、育児の基本的な知識を学ぶことにより、虐待や産後うつ病などを未然に予防する「B P プログラム (ベビープログラム)」を実施します。 ●関連事業 4-1-2 子ども家庭支援センター事業 5-1-7 児童館の乳幼児プログラム

(14) 産後ケア事業

事業概要	出産後1年以内の母子に対して、母親の身体的な回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み、母子の愛着形成を促し、母子とその家族が健やかな育児ができるよう支援する事業です。
確保方策の考え方	医療機関や助産所等の施設に宿泊又は日帰りでケアを受ける宿泊型及び通所型、自宅に訪問する助産師からケアを受ける訪問型の事業を実施します。実施に当たっては、ニーズ量に対応する確保方策を整備します。 なお、今後の利用者の増加を見込み、宿泊型及び通所型を中心に更なる確保方策拡大に向けた検討を進めていきます。 ●関連事業 1-1-2 産前産後ケア事業

(15) 妊婦等包括相談支援事業

事業概要	妊婦等に対して面談その他の措置を講ずることにより、妊婦等の心身の状況、その置かれている環境等の把握を行うほか、母子保健や子育てに関する情報の提供、相談その他の支援を行う事業です。
確保方策の考え方	保健師等専門職による妊婦へのネウボラ面接や乳児家庭全戸訪問事業等の機会に合わせて、妊婦等包括相談支援事業を実施します。 なお、更なる相談支援が必要な妊婦等には希望に応じた相談対応等を行い、適切に支援を行います。 ●関連事業 1-1-1 文京区版ネウボラ事業

6 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保

保護者の就労状況に関わりなく、子どもが教育・保育を一体的に受けることのできる認定こども園の設置について、区としても保育所や幼稚園のニーズ量や地域の実情に応じて、認定こども園の普及を行っていきます。

7 計画の推進体制と進行管理

文京区子ども・子育て会議において、毎年度、子ども・子育て支援事業計画に基づく施策その他の地域における子ども・子育て支援施策の実施状況等について、点検・評価し、結果については、区ホームページ等で区民に公表します。

なお、毎年度、人口推計等の変動要因を勘案し、ニーズ量を再算定するとともに、計画に定める量の見込みが大きく変動する場合等には、必要に応じて計画の見直しを行います。



「^{ふみ}文^{みやこ}の京」ハートフルプラン

文京区地域福祉保健計画

子育て支援計画（概要版）

文京区次世代育成支援行動計画

文京区子ども・子育て支援事業計画

文京区子どもの貧困対策計画

令和7年度～令和11年度

令和7年（2025年）3月発行

発 行 文 京 区

編 集 文京区 子ども家庭部 子育て支援課
〒112-8555 文京区春日一丁目16番21号

電 話 （03）3812-7111（代表）

<https://www.city.bunkyo.lg.jp>

印刷物番号 F0124008